

# **内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく 評価の考え方**

**令和7年3月策定  
令和7年7月改定  
電力・ガス取引監視等委員会**

## 目 次

はじめに .....	3
<b>第1 内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯 .....</b>	<b>5</b>
<b>1 不当な内部補助の防止に関する議論 .....</b>	<b>5</b>
(1) 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ .....	5
(2) 制度検討作業部会「第二次中間とりまとめ」 .....	5
(3) 不当な内部補助の防止に関する基本的な考え方 .....	5
<b>2 内外無差別な卸売等のコミットメントに関する議論 .....</b>	<b>6</b>
(1) コミットメント要請の経緯 .....	6
(2) コミットメントの内容 .....	6
(3) コミットメントの要請に対する各社からの回答 .....	6
<b>3 内外無差別な卸売等のコミットメントの実効性確保に関する議論 .....</b>	<b>7</b>
(1) 実効性確保策の要請に関する経緯 .....	7
(2) 実効性確保策の内容 .....	7
<b>第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方 .....</b>	<b>8</b>
<b>1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 .....</b>	<b>8</b>
(1) 対象電源の考え方に関する検討の経緯 .....	8
(2) 対象電源の考え方 .....	8
<b>2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価方針 .....</b>	<b>10</b>
(1) 評価方針の策定の経緯 .....	10
(2) 評価方針 .....	10
<b>おわりに .....</b>	<b>13</b>
<b>参考 .....</b>	<b>15</b>
<b>別紙 .....</b>	<b>17</b>

## はじめに

我が国の電力市場では、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及びJERA（以下旧一電及びJERAを総称して「旧一電等」という。）が発電設備の大半を保有している一方で、多くの新電力は自身で電源を保有しておらず、安価な電源の多くは、旧一電等が保有し、又は他社からの長期契約により受電している状態が続いている。

このため、小売市場における競争を持続的に確保する上では、中長期にわたり、電源アクセスのイコール・フッティングが確保されることが重要となる。

仮に、電源アクセスに関する取引条件について、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電の発電部門が同グループの旧一電の小売部門に対して電源調達に当たって不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売部門が廉売を行うことにより、同小売部門の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼし得る。

こうした中、2020年7月に、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助を防止することを目的に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）は、旧一電等に対して、内外無差別な卸売等のコミットメント（①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと、②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと）を要請し、各社からコミットメントを行う旨の回答を受領した。

その後、監視等委事務局においては、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づき、年に2回程度、各社の取組についてフォローアップ調査を実施し、その結果について制度設計専門会合、及び、制度設計専門会合を引き継ぐ形で設置された制度設計・監視専門会合に報告を行い、同専門会合において調査結果を踏まえた課題等が審議してきた。

また、2022年12月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不適切閲覧事案や、2023年3月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、経済産業省は、同年7月14日付けて、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、同月28日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第64回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月開催）において公表された。

これらを踏まえ、監視等委では、旧一電等による長期卸の評価方針を策定するなど、内外無差別な卸売等のコミットメントの内容をより具体化、精緻化するための仕組み作りを進めてきた。

なお、現時点で内外無差別が担保されていると評価されたエリアについては、常時バックアップの休止の判断が可能となることや、ベースロード市場の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値が70%まで引き上げられることとしている。つまり、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく取組は、このような制度的措置の緩和や撤廃につながる側面もある。

本文書は、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）における不当な内部補助防止策に係る議論から、これまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において継続的に審議されてきた、旧一電等による内外無差別な卸売等のコミットメントに係る議論を整理するものである。このように、同専門会合における議論を振り返りつつ、現時点における内外無差別な卸売の評価の基本的な考え方を示すことで、旧一電等、新電力及び監視等委といった関係者間で本取組に係る認識を共有することが可能となる。加えて、フォローアップ調査における評価基準例を改めて明示することで、評価の予見性を確保することが可能となる。

なお、本文書の内容は、上記のとおり、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）から、第8回制度設計・監視専門会合（2025年4月開催）までの審議結果を整理したものである。足下では、例えば、卸売商品の設計や販売方法について、内外無差別な卸売を行うことを前提として、各社が創意工夫をしている。こうした設計や販

売方法の在り方は固定されたものではなく、各社を取り巻く様々な情勢変化に応じて変化を続けていくものであると考えられる。また、2025年3月にとりまとめられた「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」(資源エネルギー庁)では、需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という2つの政策の両立の必要性が示された。そのような議論も踏まえて、制度設計・監視専門会合にて評価の在り方等について、審議を行っている。引き続き、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である。

## 第1 内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯

### 1 不当な内部補助の防止に関する議論

#### (1) 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ

「電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ」(2019年4月)において、電気の経過措置料金(規制料金)の存否の判断基準における一つの考慮要素として、「競争的環境の持続性」が挙げられた(なお、他の考慮要素として、「消費者等の状況」と「十分な競争圧力の存在」の2点が挙げられている。)。

その背景には、旧一電等が発電設備の大半を保有している一方で、多くの新電力は自身で電源を保有しておらず、安価な電源の多くは、旧一電等が保有し、又は他社からの長期契約により受電しており新電力によるアクセスが困難な状況であることから、小売市場における競争を持続的に確保する上で、中長期にわたって電源アクセスのイコール・フッティングが担保されることが重要との考えがある。

そして、同とりまとめでは、電源アクセスのイコール・フッティングについて、①電源アクセス機会の確保(量の観点)と、②電源アクセスに関する取引条件の公平性確保(質(=価格)の観点)の2つの要素が満たされる必要があるところ、①については、旧一電等による余剰電源の全量市場投入等の取組によりおおむね充足されつつあるものの、②については、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境を整備していく必要があると指摘された。

また、仮に、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電等が、社内又はグループ内の小売電気事業者に対して電源調達に当たり不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売電気事業者が廉売を行うことにより、同小売電気事業者の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に悪影響を及ぼし得るとの指摘がなされている。

ここでいう、小売市場における競争の歪曲をもたらし得る「不当な内部補助」については、具体的に、卸市場において市場支配力を有する旧一電等の発電部門から同小売部門への内部補助であって、小売市場における競争を歪曲化する程度のもの(典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めるもの。)と考えることが適当であると整理されている。

このような不当な内部補助による競争への悪影響を防止する方策としては、理論的には様々な方法が考えられるが、我が国においては、不当な内部補助を防止するという目的を達成する上で直接的であり、かつ、事業者にとって必要最小限の制約であるという観点から、卸市場において市場支配力を有する旧一電等の社内及びグループ内取引における価格その他の取引条件が、新規参入者と無差別的であること(社内外取引の無差別性の確保)を担保することが、最も有力で現実的な方法の一つであるとし、その詳細について検討を行う必要があると整理された。

#### (2) 制度検討作業部会「第二次中間とりまとめ」

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の「第二次中間とりまとめ」(2019年7月)においては、非FIT非化石価値取引市場に関連して、旧一電が、非化石証書の販売収入について同グループの小売部門に不当に内部補助を行うことによって、小売市場における競争が歪曲する懸念があるのではないかとの指摘があったことを受け、旧一電の発電部門が、小売市場における競争を歪曲化する程度に、非FIT非化石証書の販売収入で同小売部門への不当な内部補助を行っていると判断される場合には、他の小売電気事業者の高度化法の取組への影響が生じかねないことから、当該事業者について次年度以降の高度化法の中間評価の基準や化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定方法を見直すといった対応も検討することとされた。

#### (3) 不当な内部補助の防止に関する基本的な考え方

第45回制度設計専門会合(2020年2月開催)において、旧一電等による社内又はグループ内の小売電気事業者への不当な内部補助を防止するために、経過措置料金専門会合における整理を踏まえ、①社内及びグループ内の小売電気事業者と新電力との間での電源アクセスに関する取引条件(価格面)の公平性を

担保することを目的に、卸売価格及びその他の取引条件の社内外の無差別性を監視することに加えて、②旧一電等による不当な内部補助によって小売市場における競争が歪曲していないかを確認するため、小売価格の監視を行うことが必要と整理した。また、②の小売価格に関する監視については、電気の社内取引価格に加え、非FIT非化石価値取引市場における取引開始の影響も踏まえて、非化石証書の購入分もコストとして認識し、小売平均価格が設定されていることを確認する必要があると整理した。

さらに、経過措置料金の解除や非FIT非化石証書の取引は、全ての旧一電等に関連する論点であることから、監視の対象事業者は、全ての旧一電等とすべきと整理した。

## 2 内外無差別な卸売等のコミットメントに関する議論

### (1) コミットメント要請の経緯

一般論として、旧一電等によって、発電から得られる利潤を最大化する行動、すなわち、社内取引、社外への相対卸取引、卸電力取引所を通じた取引等の各取引において、卸売先から社内外問わず最も有利な条件で取引するという経済合理的な行動がなされれば、自ずと卸売価格について社内外の無差別性は確保され、電源アクセスのイコール・フッティングは実現するものと考えられる。

しかし、第46回制度設計専門会合（2020年3月開催）で報告した「小売市場重点モニタリング<sup>1</sup>」の調査結果や、その後に開催した第48回制度設計専門会合（2020年6月開催）で報告した社内取引価格の設定等に関する旧一電等へのヒアリング結果から、実態としては、発電部門と小売部門が分社化されていない旧一電（北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力のこと。以下同じ。）では社内取引価格が設定されていないことが判明した。このため、社内外の取引条件を合理的に判断した上で内外無差別の卸売が行われていることや、社内取引価格をコストとして適切に認識した上で小売販売が行われていることを確認できない状況にあることが明らかになった。

そこで、監視等委から旧一電等に対し、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと等へのコミットメントを要請することとなった。

### (2) コミットメントの内容

第46回制度設計専門会合（2020年3月開催）における、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であるといった議論を踏まえ、監視等委は、2020年7月1日、旧一電等に対して、①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外及びグループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと、②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うことの2点について、コミットメントを要請するとともに、併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策を監視等委へ報告するよう求めた。

### (3) コミットメントの要請に対する各社からの回答

上記の要請について、各社に対し2020年7月末までに回答を求めていたところ、全ての旧一電等は、上記①及び②に関するコミットメントを行うことを表明し、第50回制度設計専門会合（2020年9月開催）において、監視等委事務局が各社の回答について報告した。

回答のあった各社のうち、発電部門と小売部門が分社化されていない旧一電は、2021年度めどの運用開始に向けて、コミットメントを確実に実施するための具体的な方策として社内取引価格の設定や業務プロ

<sup>1</sup> 小売市場重点モニタリングとは、①旧一電、②その関連会社及び③小売市場において有力な地位を有する小売電気事業者を対象に、当該事業者による小売契約が締結された 1) 公共入札案件及び 2) 当該事業者の競争者から情報提供が行われた案件のうち、小売価格が一定の価格水準（当該小売供給開始月の前月から直近12か月間のエリアプライス平均値）を下回るものを調査の対象として、監視等委が対象事業者への重点調査（ヒアリング）を実施することで、小売契約の内容の確認を通じて小売市場の競争の実態を重点的に把握し、必要な措置を検討することを目的とした取組であり、2019年9月から実施している。

セスの整備に着手するとの回答があった。なかには、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した事業者もあった。

また、発電部門と小売部門が分社化されている東京電力グループ及び中部電力グループは、コミットメントを表明した上で、「コミットメントを確実に実施するための具体的方策は既に存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、グループ内の小売電気事業者との取引価格が存在する」との回答があった。

### 3 内外無差別な卸売等のコミットメントの実効性確保に関する議論

#### (1) 実効性確保策の要請に関する経緯

コミットメント要請当時の監視に関する方針としては、第48回制度設計専門会合（2020年6月開催）で示したとおり、年2回程度実施される「小売市場重点モニタリング」による監視において、旧一電及びその関連会社によるエアープライス以下での小売販売やエアープライス以下で落札を行った公共入札案件が確認された場合に、各事業者によるコミットメントの実施状況を確認するものとして整理していた。

しかし、2020年度冬期スポット市場価格の高騰を受けて実施された、第60回制度設計専門会合（2021年4月開催）において、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電事業及び小売事業の在り方についての検討を進めるべきであり、具体的には、旧一電の内外無差別な卸売の実効性を高め、社内及びグループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題について、総合的に検討していくことが必要であると整理した。これらを検討するためには、まず各社のコミットメントに関する取組状況を確認し、課題を整理する必要があることから、小売市場重点モニタリングの結果にかかわらず、旧一電等のコミットメントに関する取組状況を定期的に確認していくこととした。

これを受け、旧一電等によるコミットメントについて、社内外及びグループ内外の取引単価や個別の条件に係るデータの提出及び説明を通じて各社の取組状況を確認し、それらの結果を第62回制度設計専門会合（2021年6月開催）及び第67回制度設計専門会合（2021年11月開催）で報告した（第1、2回フォローアップ）。

両専門会合においては、①旧一電等の社内及びグループ内向けの交渉が先に行われ、交渉機会が必ずしも内外無差別に確保されていない点、②旧一電等の社内及びグループ内向けの変動数量契約オプションのオプション価値が明確化されておらず、オプション性のある商品が必ずしも内外無差別に供されていない点及び③旧一電等の卸取引の窓口について、旧一電等の小売部門から独立してはいるものの、同発電部門と利害関係が必ずしも一致しているか分からぬ点の3点を課題として指摘した。

#### (2) 実効性確保策の内容

こうした指摘を踏まえて、第71回制度設計専門会合（2022年3月開催）では、旧一電等の内外無差別な卸売の実効性を高め、かつ取組状況を外部から確認すること可能にするため、旧一電等の各社に対しては、遅くとも2023年度当初からの通年契約に向けて、①交渉スケジュールの明示及び内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー（ひな型）の作成及び公表、③発電部門と小売部門との間の情報遮断及び社内取引の文書化の更なる徹底等の取組を求ることとし、今後、取組の進捗を定期的に確認していくこととした。

そして、第75回制度設計専門会合（2022年7月開催）及び第79回制度設計専門会合（2022年11月開催）では、旧一電等の2023年度受渡分に係る交渉に向けた取組の進捗状況を中心に確認した。その結果、多くの事業者が内外無差別な卸売の実効性確保に向けて、新たな取組を開始している点が確認できたことから、大きな前進があるものとして一定の評価をしたもの、具体的な取組について検討中と回答のあった事業者については、早急な対応を求ることとした（第3、4回フォローアップ）。

## 第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方

### 1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方

#### (1) 対象電源の考え方に関する検討の経緯

長期脱炭素電源オークションやコーポレート PPA の案件組成に当たり、SPC の設立をはじめとした共同出資による電源建設の検討が進められる事例があり、今後もそのような電源が増加していく可能性がある。一方、これまで内外無差別な卸売が求められる電源の範囲については、明確に議論がなされておらず、各事業者がそれぞれの考え方に基づき卸売を行ってきたことから、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）において、内外無差別な卸売の対象電源の考え方について整理した。

また、第 4 回制度設計・監視専門会合（2024 年 12 月開催）において、旧一電等の子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外とする具体的基準を明確化するなどを含め、同専門会合時点までにおける内外無差別な卸売の対象電源の類型や範囲について整理した。

#### (2) 対象電源の考え方

旧一電等の子会社については、会計基準（支配力基準）において、親会社である旧一電等が「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している」と判定されていることを踏まえると、旧一電等が単独で卸価格や通告等の取引条件を決定できるものと考えられる。このため、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）では、原則として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象として整理した。

また、旧一電等の完全子会社ではない場合（出資比率が 100% でない場合）は、受電量等に基づいて、内外無差別な卸売の対象となる電力量を判断することとした。

その上で、旧一電等に対しては、2024 年度に交渉を実施し、契約締結する卸取引から子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を行うことを求め、フォローアップを行うこととした。フォローアップに際しては、以下のとおり実施することとした。

- ①旧一電等が子会社から受電した電力量を内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電等自身の卸取引を確認する。
- ②子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電等に対して、当該子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求め、確認する<sup>2</sup>。

また、内外無差別な卸売の対象電源の考え方については、今後の各社の実態も踏まえつつ、必要に応じて、見直しを行うこととした。

上記のとおり、旧一電等の子会社が保有する電源についても、原則として内外無差別な卸売の対象とすることを整理したが、これまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合における議論も踏まえ、内外無差別な卸売の対象外となる電源の類型として、以下のア～カの 6 類型を整理した。

#### ア 子会社が保有する電源のうち対象外となる電源

第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）において、原則として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象と整理した一方で、その例外として、例えば、旧一電等の子会社が自身で建設した電源であって、かつ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した。

その後、第 3 回制度設計・監視専門会合（2024 年 11 月開催）及び第 4 回制度設計・監視専門会合（2024 年 12 月開催）において、子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外とする具体的基準を明確化した。その際、内外無差別な卸売の元來の趣旨に立ち返り、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断できれば、内外無差別な卸売の対象外として整理するとした。具体

<sup>2</sup> 子会社から監視等委に対して、取引情報を直接提出できる場合はこの限りではない。

的には、以下の「規模僅少電源」又は「経過措置電源」に該当するもの<sup>3</sup>は、対象外としてよいと整理した。

- i) 規模僅少電源：旧一電等各社において、規模が僅少であることから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値（kWh）が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量（kWh）の1%未満であること、及び、当該電源の出力（kW）が、環境影響評価法における第一種事業又は第二種事業に該当しないもの<sup>4</sup>を規模僅少電源と扱うこととする。
- ii) 経過措置電源：旧一電等各社において、第98回制度設計専門会合が開催された2024年6月25日時点で既存契約が存在することから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値（kWh）が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量（kWh）の1%<sup>5</sup>未満である場合、その電源を経過措置電源と扱うこととする（ただし、規模僅少電源と経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量（kWh）の1%未満となる必要がある。）。

#### イ 火力電源入札の落札電源

第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、火力電源入札の落札電源に紐付く契約については、旧一電が自社の小売需要向けに電源として調達したものであると考えられることから、旧一電の小売部門が調達した電源とみなして内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した<sup>6</sup>。

#### ウ 域外需要向けの域外電源

内外無差別な卸売等のコミットメントの背景には、エリア内に多くの電源を保有するコミットメント対象事業者は、当該エリア内で市場支配力を有するため、当該電源へのアクセス機会の公平性を確保することが必要であるといった趣旨がある。このため、第90回制度設計専門会合（2023年10月開催）では、この趣旨を踏まえて、旧一電等が市場支配力を有するエリア以外に保有する電源（域外電源）であって、当該電源を用いた社内又はグループ内卸が域外小売需要向けのものであると確認される場合は、内外無差別な卸売の対象外としてよいものとして整理した。

具体的には、域外電源と紐付いた契約が存在するなど、域外電源が域外の自社小売需要に充てられていることについて合理的な説明がなされた場合には、当該域外電源を内外無差別の卸売の対象外としてよいと整理した。

#### エ オフサイトPPA<sup>7</sup>における新設電源<sup>8</sup>

<sup>3</sup> 対象外になり得る電源であっても、各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。また、各事業者において、対象外電源の判断に不明な点等がある場合には、事業者からの相談を踏まえて、委員会事務局において内外無差別な卸売の対象外として整理できるかについて確認する。

<sup>4</sup> コミットメント主体の旧一電等各社の保有電源についても、同様の条件に該当すれば、対象外として扱うことを許容する。ただし、コミットメント主体の旧一電等が保有する規模僅少電源、並びに、子会社が保有する規模僅少電源及び経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量（kWh）の1%未満となる必要がある。

<sup>5</sup> JERAについては、東京と中部のそれぞれエリアにおいてフォローアップ評価の対象である。JERAのみ、東京と中部それぞれのエリアにて1%未満と設定する。（結果として、東京エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワーで1%未満）が、中部エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、中部電力で1%未満）が内外無差別な卸売の対象外となり得る。

<sup>6</sup> 従来から当該電源を卸売の原資としている事業者に対し、変更を求めるものではない。

<sup>7</sup> 本文書において、オフサイトPPAとは、小売電気事業者を介して特定の需要家が特定の再エネ電源等から電気の供給を受けるものと定義する。

<sup>8</sup> なお、既設電源を用いたオフサイトPPAについては、内外無差別な卸売が求められる供給力のうち特定の電源を切り出して、自社又はグループ内小売を通じて需要家に販売すること等によって、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨を没却する懸念があるため、旧一電は、既設電源を用いた長期PPAを締結する際にも、内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、発電利潤最大化の観点から内外無差別に卸売を行うことが求められる。具体的には、既設電源を用いたオフサイトPPAに係る卸売の内外無差別性については、以下の観点から確認を行うこととした。

①交渉機会を内外無差別に提供していること（例：新電力や需要家からもコンタクトできるよう、オフサイトPPAに関する発電部門の問い合わせ先をウェブサイト上に公表すること）

第 93 回制度設計専門会合（2024 年 1 月開催）では、需要家が長期のオフサイト PPA において費用負担する新設電源については、内外無差別な卸売の対象外としてよいものとして整理した。これは、オフサイト PPA の案件組成に当たって新設された電源のうち、その電源投資に係る費用について長期 PPA を通じて特定の需要家が負担する場合は、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であるため、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられないことによるものである<sup>9</sup>。

#### オ 自家消費用電源

小規模な太陽光発電を需要家の屋根に設置するなどして、主に需要家の自家消費として使用するものであり、卸売に当たらない。

#### カ FIT 電源

FIT 対象電源で、送配電買取又は小売買取により一定額で売電するものについて、小売事業者は市場価格相当で当該電源を購入するため、内外無差別な卸売の対象外と整理した。

また、旧一電等が出資している事業者であるもののこれらの子会社には当たらない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ずしも内外無差別な卸売の対象とはならない。しかし、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や当該電源の運用実態等を踏まえて、各社の判断として内外無差別な卸売の対象電源として扱っている事業者も存在する。こうした実態を踏まえ、各社のコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象電源の範囲について明確にするために、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）では、今後のフォローアップでは、各社の卸売に係る考え方（どのような考え方に基づき、どの範囲まで電源を卸売の原資として含めているか）について確認した上で整理し、公表することとした。

---

②自社又はグループ内小売にのみ有利な条件で卸売を行っていないこと（例：オフサイト PPA における自社又はグループ内小売への卸価格が自社の長期卸標準メニューの価格を不当に下回らないこと）

③自社又はグループ内小売に優先的に卸売を行っていないこと（例：発電部門が卸価格や与信等の合理的な基準に基づき小売電気事業者を選定すること）

④発電部門と小売部門の間で情報遮断の取組を実施していること（例：発電部門と小売部門の間でフォルダのアクセス制限を行っていること）

<sup>9</sup> 一つの新設電源を複数の需要家が受電する場合や、一需要家に対し複数の新設電源をアグリゲートして供給する場合においては、当該一又は複数の電源と需要家が特定され、当該電源から当該需要家への紐付け（費用負担）が契約上明確である場合は、実質的に上記ケースと同様と考えられるため、当該電源は内外無差別な卸売の対象外と整理してよいとされた。

## 2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価方針

### (1) 評価方針の策定の経緯

第 56 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2022 年 11 月開催）において、内外無差別性の確認されたエリアから、順次、常時バックアップ<sup>10</sup>を廃止すると整理された。あわせて同委員会では、委員等から、常時バックアップの廃止の条件となる内外無差別性の評価がどのように行われるのか、評価の予見性が確保される必要があるとの指摘があった。

これを踏まえ、第 83 回制度設計専門会合（2023 年 3 月開催）において、旧一電等による単年卸の評価方針（確認項目及び評価基準）について審議を行った。

また、2022 年 12 月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不適切閲覧事案や、2023 年 3 月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、2023 年 4 月、経済産業大臣から事務方に対して、小売電気事業の健全な競争の実現に向けた対策について検討するよう指示があった。この指示を受けて、第 63 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023 年 6 月開催）において、長期の卸取引の促進について議論がなされ、「長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）」が示された。また、経済産業省は、2023 年 7 月 14 日付けで、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、2023 年 7 月 28 日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第 64 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023 年 8 月開催）において公表された。

監視等委としても、従来は、コミットメント対象事業者の卸売において大宗を占めてきた単年度の卸取引をフォローアップの主たる対象としていたが、上記の電力・ガス基本政策小委員会での整理を受けて、旧一電等による卸売に占める長期卸の割合が増加することが想定されたため、第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、旧一電等による長期卸の評価方針（確認項目及び評価基準）についても審議を行った。

第 83 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2024 年 11 月開催）及び第 84 回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2024 年 12 月開催）では、国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化など、電力システムを取り巻く経済社会環境が変化する中、新たな課題・ニーズへの対応として、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の 5 割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸売量の 2 割まで）について、エリア制限などの条件を付与することを認める」としてはどうかとの提案がなされた。

この議論を受け、監視等委において、エリア内供給制限の取扱について、内外無差別性を担保する観点から、具体的な評価の考え方を検討した。その結果、エリア内供給制限を設ける場合、エリア内供給制限を付した電力量と、当該エリアにおける新電力の販売量の大小関係によっては、内外無差別上の懸念が生じる蓋然性が変化することから、エリア内供給制限を設定するとしても、その多寡によっては内外無差別に係る評価について軽重を設けるといった措置が必要であるとの考えに至った。

<sup>10</sup> 2000 年の部分自由化に合わせ、電源調達手段が限られる新規参入者向けの措置として、ベース電源の代替としての活用に資する目的で導入された仕組み。旧一般電気事業者と新電力間の相対取引として存続し、電気事業法上規制を受けるものではなく、「適正な電力取引についての指針」において購入可能枠（特高・高圧：3 割、低圧：1 割）等、適正な契約の在り方が示されている。指針においても「小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたり常時バックアップに依存することは望ましくない」と整理されているとおり、常時バックアップについては、原則廃止の方向性を維持すべきと整理されてきていた（第 40 回電力・ガス基本政策小委員会（2021 年 10 月開催））。

## (2) 評価方針

これまでの制度設計専門会合での審議結果を踏まえた評価方針の全体像（評価の考え方）は以下のとおりである。

### ア 評価対象事業者

コミットメントの主体である、北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワー（以下「東電 HD 及び RP」という。）<sup>11</sup>、東京電力エナジーパートナー（以下「東電 EP」いう。）<sup>12</sup>、中部電力（以下「中電 HD」いう。）、中部電力ミライズ（以下「中電ミライズ」という。）<sup>12</sup>、JERA、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力並びに沖縄電力を評価対象とする。

### イ 評価単位

コミットメント主体が属する 10 エリア（北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア及び沖縄エリア）<sup>13</sup>をそれぞれ評価する。

### ウ 評価実施時期

内外無差別性の評価に当たっては、実際にどのように卸売が行われたかなどについて、事後的に確認を行う必要があることから、評価対象事業者による卸売の交渉及び契約締結が終わり次第、速やかにフォローアップを行う。

具体的には、旧一電等による卸売の交渉及び契約締結については、その大宗が毎年秋頃から年度末にかけて実施されている状況を踏まえて、毎年度上半期にフォローアップし、その評価結果について制度設計専門会合において審議する。

また、各事業者の取組が、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨に沿ったものとなっているかについて中間的な確認を行うことを目的に、毎年度秋頃にもフォローアップを実施し、制度設計専門会合に審議を行う。

したがって、フォローアップは上半期及び下半期の年 2 回実施し、内外無差別性の評価については、上半期のフォローアップにおいて実施する。

### エ 評価対象契約

直近の契約締結プロセス等の内外無差別性を確認し、担保されていない場合は早急に状況を改善させることを目的とすることから、フォローアップの実施年度の前年度に締結された契約であって、①フォローアップ実施年度以降を契約期間とする単年卸及び長期卸と、②当該前年度の期中契約を対象に評価する。

### オ 評価方針（全般）

#### ①評価における判断基準

コミットメント主体ごとに、別紙に示す各確認項目について以下の 3 段階で評価を行う。

- ・ ◎評価：現時点で内外無差別が担保されている

<sup>11</sup> 東京電力ホールディングス（以下「東電 HD」という。）は、「当社及び当社基幹事業会社（東京電力リニューアブルパワー）は、中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、グループ内外の取引条件を合理的に判断し、それらを差別的に取り扱うことなく電力卸売を行います」という内容のコミットメントを行っていることから、フォローアップにおいては、東電 HD 及び RP による卸売について、東電 HD を窓口としてデータの提出及び説明を受け、確認を行っている。

<sup>12</sup> 発電部門と小売部門が分社化されている会社において、内外無差別な卸売のコミットメントを行っているのは発電会社であり、東電 EP 及び中電ミライズは、小売としてのコミットメントを行っているが、第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月開催）資料 5 の 26 頁のとおり、「内外無差別な卸売のコミットメントの対象は原則、発電事業者であるものの、既存の長期契約等の契約によりグループ内電源を確保しているグループ内小売電気事業者（東電 EP 及び中電ミライズ）は、実質的に発電事業者と同じく差別的な卸売の主体になりうることから、グループ内外無差別な卸売の確認対象」としており、東電 EP 及び中電ミライズによる卸売についても、フォローアップにおいて確認を行っている。

<sup>13</sup> 各確認項目の評価は、コミットメント主体ごとに行っているものの、経過措置料金及び常時バックアップはエリア単位の制度であることを踏まえ、総合評価は 10 エリア単位で行っている。なお、東京エリア及び中部エリアにおいては、各エリアの全てのコミットメント主体（東京エリアにおいては東電 HD 及び RP、東電 EP 及び JERA、中部エリアにおいては中電 HD、中電ミライズ及び JERA）について内外無差別が担保されていると評価された場合、エリアとして◎と評価する。

- ・ ○評価：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった
- ・ ×評価：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された

## ②総合評価の方法

確認項目の中で、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目（別紙に示す各確認項目に★を付与したもの）を抽出し、当該項目が全て○評価、かつそれ以外の項目が全て○評価又は○評価の場合に、エリアの総合評価として、「○：現時点で内外無差別が担保されている」と評価する<sup>14</sup>。

## ③総合評価の効果

総合評価として「○：現時点で内外無差別が担保されている」と評価されたエリアにおいては、以下の効果が生じる。

- ・ 経過措置料金の解除の判断基準の1つである「競争環境の持続性」を満たしていると認められる。
- ・ 常時バックアップの休止の判断が可能となる。ただし、翌年度以降の評価において、内外無差別が担保されているとは評価されなかった場合には、常時バックアップを再開する必要がある<sup>15</sup>。
- ・ ベースロード市場<sup>16</sup>の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値を70%まで引き上げる<sup>17</sup>。

## ④評価に当たっての留意事項（全般）

評価に当たっては、以下の各項目に留意しつつ、評価を行う。

- ・ 全ての確認項目において、発電部門と小売部門が分社化されていない会社では、社内外の無差別性を確認し、発電部門と小売部門が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する。
- ・ 第63回電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月開催）においては、長期卸について、取引方法及び内容の改良機会があることが望ましいことも考慮し、3回程度に分けて行うことが妥当とされたところ、長期卸の評価は、必ずしも1回目だけで長期に固定するのではなく、2回目以降の販売の改善状況や、1回目で内外無差別と評価されなかった卸売量と2回目以降に内外無差別と評価された卸売量の比率等によって、総合的に判断する余地を残すこととする。
- ・ 第4回火力電源入札専門会合（2016年3月開催）において整理された「電源建設者の発意での建設に関する条件」に基づいて建設された電源に紐付く契約については、コミットメント以前（既存契約分）の場合、過去に遡って当該契約自体のプロセスを評価されるものではないものの、結果として現時点の契約条件（通告変更期限等）が社内又はグループ内に有利な設定とな

<sup>14</sup> 第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、九州エリアの総合評価として、「—（現時点では内外無差別の評価が確定できない）」と評価した。これは、2023年度中に実施した卸販売の売れ残りについて、2024年度期中に追加販売を行うため、現時点では2024年度を受給対象年度とする契約分について、評価を確定できないと整理したことによる。

<sup>15</sup> 参考：「適正な電力取引についての指針」16頁

「（注1）区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていないこと及び他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利な条件に設定していないことを、電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合においては、当該区域において一般電気事業者であった発電事業者等は他の小売電気事業者に対して常時バックアップを行う必要はない。ただし、常時バックアップを行わないこととした当該発電事業者等が、自己若しくはグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていること又は他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己若しくはグループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利な条件に設定していることを電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合においては、当該発電事業者等は、常時バックアップが確保されるような配慮を行うことが適当である。」

<sup>16</sup> 新電力によるベースロード電源へのアクセスを容易にすることを目的とし、日本全体の供給力の約9割弱を占める大規模発電事業者（旧一電及び電源開発）が保有するベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力及び地熱）の電気の供出を制度的に求め、新電力が年間固定価格で購入可能とする市場で、2019年7月からJEPXにおいてオーソリゼーションが開始されている。

<sup>17</sup> 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第89回制度検討作業部会（2024年2月開催）において、内外無差別が担保されていると評価されたエリアにおいては、制度的措置を緩和していくことは妥当である一方で、ベースロード市場での取引を一定量確保する必要もあることを踏まえ、適格相対契約量の控除上限を70%まで引き上げることとされた。

つている場合、現時点で内外無差別が担保されている（◎）と評価はできず、○評価となる。ただし、当初からグループ内小売のみとの契約を想定していた既存長期卸に比して、一定の条件（「売り先を公募で募集するなど、当該電源の売り先の決定を電源建設者が主体的に行う仕組みとなっていること。」）を満たすプロセスを経ていることを踏まえると、必ずしも、当該契約期間が終了するまで評価が継続されるのではなく、当該契約条件の改善、当該契約に紐付く卸売量が卸売全体に占める割合、他の長期卸の内外無差別性とその卸売量が卸売全体に占める割合等によって、総合的に判断することとする。

- ・長期脱炭素電源オークションにおいて、相対契約が、内外無差別に電力販売を行い決定された価格を満たしているか、という監視に当たっては、上記評価方針を基に、内外無差別な卸売が担保されていると評価されるかを判断することとする。

## おわりに

これまで、制度設計専門会合をはじめとする様々な議論を通じて、内外無差別な卸売等のコミットメントの内容をより具体化し、精緻化するとともに、それらに基づくフォローアップを実施してきた。これにより、直近の第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、10エリア中6エリアについて、現時点で内外無差別が担保されていると評価するなど、旧一電等による内外無差別な卸売に向けた取組は、例えば、

- ・自社小売も他の小売電気事業者と同様に対等な立場で入札に参加していることや、第三者が運営する電力取引のプラットフォーム上の卸販売等も含めて、各事業者が単年卸や長期卸において各自に工夫をこらした卸標準メニューを設計し、販売するといった対策が取られている
- ・グループ内の小売電気事業者との間で、コミットメント以前から契約を締結している事業者については、既存契約満了以降の受給年度を対象に、内外無差別な卸売を進めているといった事例が見られる
- ・内外無差別な卸売に向けた取組を進めた結果、過去と比較して社外の小売電気事業者への卸販売が大きく増加するにとどまらず、自社の小売部門へ販売する商品と同条件の商品について、社外の小売電気事業者に対してより多く販売する事業者も存在している

など確実に進展している。また、容量市場や長期脱炭素電源オーネクションといった新たな制度の導入に併せて、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく監視の方法についても、容量市場収入の控除の考え方の確認や長期脱炭素電源オーネクションにおける価格規律の監視といった必要な検討及び整理を行ってきた。さらに、需要家主導による再エネ等の導入や共同出資による電源建設の増加といった状況変化に応じて、それら取組趣旨を十分に踏まえ、内外無差別な卸売の推進とそれら取組が両者共存できるように、例えば、内外無差別な卸売の対象電源の整理といった形でフォローアップの在り方を検討し、整理してきた。

今後も、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく定期的なフォローアップを実施していくことが必要である。また、足下の電力・ガス基本政策小委員会等では、脱炭素電源投資の促進や小売電気事業者の創意工夫を促す市場環境整備の在り方等についても議論されているところ、電気事業を取り巻く様々な状況変化に応じて、必要があれば、所要の検討を行った上で評価の考え方を見直していく。

例えば、昨今の環境変化を踏まえれば、

- ・国内外の政策動向や電源種ごとの特徴に応じた監視の在り方
  - ・新たな市場や制度が導入された場合の監視の在り方
  - ・各社の卸販売の時期やスキーム等が変化した場合の監視の在り方
- 等の論点が考えられる。

なお、旧一電等が出資していない事業者が保有する電源で、旧一電が長期契約により確保している電源については、内外無差別な卸売は求められないものの、小売市場における競争的環境の持続性を確保するといった基本的な考え方を踏まえると、その電源アクセスの改善は重要な課題である。こうした考えに基づき、2012年には、旧一電による自主的取組として、電源開発の電源の切り出し（既存契約の見直し）に向けた協議及び検討を進めていく旨が表明された。さらに、2015年には、公営電気事業者による旧一電との長期契約の解消又は見直しを行うための環境整備を目的として、資源エネルギー庁によって「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が策定された。監視等委においても、これら契約の見直し状況の定期モニタリングの実施及び結果の公表により、旧一電に対して更なる取組の実施を促しており、その結果、公営電気事業者により、旧一電との随意契約満了後に一般競争入札又は公募型プロポーザルへ移行するなど、一定程度、契約の見直しが進められている。今後も、こうした取組を通じて、電源アクセスの改善を図っていく。

内外無差別な卸売の実現に向けて、引き続き、フォローアップや必要な検討及び整理を進め、全てのエリアにおいて内外無差別な卸売が担保される状況を作り出すことが重要である。また、その状況を継続させることで、小売市場における競争的環境が持続し、エネルギー選択の自由度の拡大や料金の最大限の抑制等、需要家利益の向上が図られ、我が国の産業及び経済の成長に寄与するよう取り組んでいく必要がある。

## 参考

### 1 エリアごとの直近の評価結果

#### (1) 2023 年度の単年卸（2022 年度契約締結）の評価結果

第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月開催）において、過去の制度設計専門会合で整理した評価方針に基づき、旧一電等の 2023 年度の単年卸について、卸売のプロセス及び結果並びに小売価格と調達価格の大小関係についてそれぞれ確認し、その総合評価としてエリアごとの評価を行った（第 5 回フォローアップ）。

その結果、北海道エリア（北海道電力）及び沖縄エリア（沖縄電力）については、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。

一方で、東京エリア及び中部エリアについては、JERA 等と小売電気事業者との間にコミットメント以前に締結された長期契約が存在するため、卸標準メニューに基づく交渉及び契約数は限定的であり、内外無差別な卸売に向けた取組が大きく進展しているとは評価しがたいと判断した。この点については、これら既存の長期契約が満了する 2026 年度以降、東京エリア及び中部エリアにおける契約へのアクセス機会が内外無差別に提供されることが重要であり、同専門会合では、JERA が進めている 2026 年度以降の長期商品の卸売について、都度、事後評価を行うこととした。

さらに、相対交渉を通じた卸売を行った事業者（北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力）においては、卸売のプロセスの透明性が必ずしも確保されておらず、自社小売への社内卸売が優先されているのではないかとの疑義を生じさせるような事例が確認されたため、改善の検討を求めていくこととした。

また、エリア需要に応じて小売電気事業者が購入できる電力量に上限を設定している事例や、与信評価等に関して、内外無差別が担保されていない事例が見られたことから、こうした個別論点について、2024 年度以降に向けて、各社に更なる取組を期待すること又は求めることに分けて指摘した。

#### (2) 2024 年度以降の単年卸及び長期卸（2023 年度契約締結）の評価結果

第 91 回制度設計専門会合（2023 年 11 月開催）において、旧一電等による 2024 年度以降の単年卸及び長期卸の取組が、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨に沿ったものとなっているか、中間的な確認を行った（第 6 回フォローアップ）。

その結果、2024 年度の単年卸について、多くの事業者が前回の第 5 回フォローアップにおける評価を受けて、対応策を措置済又は検討中である点を確認した。また、2024 年度以降の長期卸についても、多くの事業者が卸標準メニューを設定し、内外無差別なスケジュールで販売を実施する予定である点について大きな前進であると評価した。

また、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）では、前年度と同様に、旧一電等が 2023 年度に締結した、2024 年度以降を契約期間とする単年卸、長期卸及び期中契約<sup>18</sup>の卸売のプロセス及び結果並びに小売価格と調達価格の大小関係をそれぞれ確認し、その総合評価としてエリアごとの評価を行った（第 7 回フォローアップ）。

本フォローアップに当たっては、実際に旧一電等から購入を検討した新電力（2023 年 12 月時点の新電力による総販売電力量の上位 8 割を占める計 47 社を対象）にアンケート調査を行い、回答が得られた 32 社から指摘された内外無差別な卸売に係る懸念点についても各社に確認を行った上で、評価を行った。

その結果、北海道エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア及び沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。

<sup>18</sup> 実際には、23 年度に締結された期中契約については、社内又はグループ内小売に対して販売を行った事業者は存在しなかった（内外無差別の評価対象はなかった）。

なお、九州エリアについては、2023年度中に実施した卸販売の売れ残りについて、2024年度期中に追加販売を行うため、2024年度期中における卸売のプロセス及び結果も踏まえ、第2回制度設計・監視専門会合（2024年10月開催）において改めて評価を行い、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。

一方で、東京エリア及び中部エリアについては、前年度と同様に、既存の長期契約が存在するため、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないとしたが、JERAによる2026年度以降を受給対象年度とする長期商品の2023年度中の販売については、内外無差別が担保されていると評価した。

また、第5回フォローアップの際に課題として指摘した、エリア需要に応じた購入量の上限の撤廃又は緩和等については、引き続き各社に取組を求めていくとともに、北陸電力による取引実績評価基準（①2018年度以前からの取引実績、②重油燃料の供給及び③冬期の卸供給取引実績という3つの評価基準のいずれかに該当する優先協議グループの決定）の見直し等、その他の個別論点について、2025年度以降に向けて、各社に更なる取組を期待すること又は求めることに分けて指摘した。

## 2 本文書に関連する制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合資料

（凡例：第〇回/開催年月日/資料番号/主な内容）

- ・ 第45回制度設計専門会合/2020年2月10日/資料6/不当な内部補助防止策の検討
- ・ 第46回制度設計専門会合/2020年3月31日/資料9/小売モニタリングの結果を踏まえた検討
- ・ 第48回制度設計専門会合/2020年6月30日/資料3/コミットメント要請
- ・ 第50回制度設計専門会合/2020年9月8日/資料6/各社のコミットメント回答
- ・ 第60回制度設計専門会合/2021年4月27日/資料3/20年度冬期の市場価格高騰を踏まえた議論
- ・ 第62回制度設計専門会合/2021年6月29日/資料4/第1回フォローアップ
- ・ 第67回制度設計専門会合/2021年11月26日/資料3/第2回フォローアップ
- ・ 第71回制度設計専門会合/2022年3月24日/資料8/実効性確保策
- ・ 第75回制度設計専門会合/2022年7月26日/資料5/第3回フォローアップ
- ・ 第79回制度設計専門会合/2022年11月25日/資料6/第4回フォローアップ
- ・ 第83回制度設計専門会合/2023年3月27日/資料8/単年卸の評価方針策定
- ・ 第86回制度設計専門会合/2023年6月27日/資料5/第5回フォローアップ（23年度単年卸の評価結果）
- ・ 第89回制度設計専門会合/2023年9月29日/資料5-1及び5-2/長期卸の評価方針策定及び容量市場の導入に伴う不当な内部補助防止策
- ・ 第90回制度設計専門会合/2023年10月31日/資料3/域外電源と内外無差別な卸売のコミットメントの関係
- ・ 第91回制度設計専門会合/2023年11月27日/資料8/第6回フォローアップ（24年度以降に向けた卸売の取組状況報告）及び非化石証書取引の内外無差別性の更なる徹底
- ・ 第93回制度設計専門会合/2024年1月30日/資料5/内外無差別な卸売におけるオフサイトPPAの考え方について
- ・ 第98回制度設計専門会合/2024年6月25日/資料7-1及び7-2/第7回フォローアップ（24年度以降の単年卸及び長期卸の評価結果）及び内外無差別な卸売の対象電源の考え方
- ・ 第2回制度設計・監視専門会合/2024年10月15日/資料5/九州エリアにおける内外無差別な卸売の再評価及び第8回フォローアップ（25年度以降に向けた卸売の取組状況報告）
- ・ 第3回制度設計・監視専門会合/2024年11月15日/資料3/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源の考え方

- ・ 第4回制度設計・監視専門会合/2024年12月26日/資料6/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源
- ・ 第6回制度設計・監視専門会合/2025年2月28日/資料4/内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給について

### 3 本文書各版の整理対象となる専門会合

- ・ 初版（2025年3月17日策定）：第45回制度設計専門会合（2020年2月10日）～第98回制度設計専門会合（2024年6月25日）
- ・ 改定版（2025年7月9日策定）：第45回制度設計専門会合（2020年2月10日）～第8回制度設計・監視専門会合（2025年4月25日）

## 1 項目別評価方針（確認観点 A～N、確認項目 No. 1～32 及び◎○×評価基準（例）<sup>19等</sup>）

以下 A から N までの確認観点ごとに記載する確認項目について、対象事業者の評価を行う。

- ・ 確認観点 A：交渉スケジュール

➢ 確認項目 1：内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか

◊ 評価基準

◎評価：社内外で同一の交渉スケジュールを明示している

○評価：合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた事例は確認されなかった

✗ 評価：合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた

◊ 評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

➢ 確認項目 2★：内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか

◊ 評価基準

◎評価：社内外で同一の交渉スケジュールで交渉が実施されていた（ただし、社外小売側の事情、契約期間のずれによる場合は除く）

○評価：合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールで交渉が実施されていた事例は確認されなかった

✗ 評価：合理的な理由なく、社内外で異なるスケジュールを明示していた

◊ 評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

- ・ 確認観点 B：卸標準メニュー

➢ 確認項目 3：内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか

◊ 評価基準

◎評価：社内外で同一の卸標準メニューを公表している

○評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していないことは確認されなかった

✗ 評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していない

◊ 評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ 「合理的な理由」の例としては、発電部門と小売部門が分社化されている小売会社であることから卸標準メニューを設定していないこと等が挙げられる<sup>20</sup>。

➢ 確認項目 4★：卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保していないか

◊ 評価基準

◎評価：自社供給力から、常時バックアップ及びベースロード市場約定量等を除いた全量を相対卸に供出する等、自社小売向けに電源を確保していないことが確認できた

<sup>19</sup> 各項目の◎、○、✗ それぞれの評価に該当すると考えられる典型的な例を「評価基準（例）」として記載しているが、実際の評価に際しては、その例のみに限ることは想定していない。

<sup>20</sup> 参考：第 71 回制度設計専門会合（2022 年 3 月開催）資料 8 の 24 頁

「発電部門と小売部門の分社化を行った事業者において、内外無差別な卸売のコミットメントを行っているのは発電会社であり、卸標準メニュー（ひな型）の作成及び公表を行う主体は小売会社である必要はなく、発電会社で行うこととしてもよいのではないか。」

○評価：合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた事例は確認されなかつた

×評価：合理的な理由なく、自社小売向けに電源を確保していた

◇評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売販売量全体において確認し、評価を行う。

➢ 確認項目5：長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか

◇評価基準

◎評価：（設定なし）

※○評価又は×評価のみを設定（「（設定なし）」と記載した他の確認項目も同様）。

○評価：長期卸の契約期間の設定に合理的な理由（例：小売電気事業者のニーズ、燃料の調達及び適切な費用回収等の観点）が確認された

×評価：長期卸の契約期間の設定に合理的な理由が確認されなかつた

◇評価に当たっての留意事項

長期卸について確認し、評価を行う。

➢ 確認項目6：卸売のポートフォリオ（各卸売商品の期間と割合（販売計画及び契約実績））に合理的な理由があるか

◇評価基準

◎評価：（設定なし）

○評価：卸売のポートフォリオに合理的な理由が確認された

×評価：卸売のポートフォリオに合理的な理由が確認されなかつた

◇評価に当たっての留意事項

各社の卸売商品全体における単年卸及び長期卸等の配分の考え方について確認し、評価を行う。

➢ 確認項目7★：内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉し、契約締結されたか（大きな乖離がないか）

◇評価基準

◎評価：相対卸契約量の大宗が卸標準メニュー（合理的な理由があれば、公表されたものに限らない）を基に交渉し、契約締結され、かつ卸標準メニュー以外の交渉及び契約について合理的な理由が確認できた（ただし、社外小売側の事情による場合は除く）

○評価：合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉及び契約締結がなされた事例は確認されなかつた

×評価：合理的な理由なく、卸標準メニュー以外の交渉及び契約締結がなされた

◇評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売販売量全体において確認し、評価を行う。

➢ 確認項目8：容量市場収入の控除の考え方方が内外無差別であるか

◇評価基準

◎評価：（設定なし）

○評価：各社の卸標準メニューにおいて、容量市場収入の控除の考え方を確認した上で、卸標準メニュー外の取引における控除の考え方方が卸標準メニューとは異なる場合、販売プロセスの違いによる等、合理的な理由があり、社内又はグループ内小売にのみ有利な控除の考え方となつていいことが確認された

×評価：社内又はグループ内小売にのみ控除を行う、社内又はグループ内小売の控除額をより大きく設定する等、社内又はグループ内小売にのみ有利な控除の考え方となっている

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ 第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、「各社の卸標準メニューにおいて、容量市場収入の控除の考え方を確認した上で、卸標準メニューに基づいて取引が行われる限り、容量市場収入は内外無差別に控除されていると考えられる」と整理されたことを踏まえ、卸標準メニューについては、容量市場収入の控除の考え方について確認する。

✓ 他方で、同専門会合において「卸標準メニューとは異なる取引が行われる場合においては、容量市場収入の控除の考え方を個々に確認し、内外無差別に控除されていることを確認する必要がある」と整理されたことを踏まえ、卸標準メニュー外の取引については、控除の考え方方が卸標準メニューとは異なる場合、合理的な理由があり、社内又はグループ内小売にのみ有利な控除の考え方となっていないこと（内外無差別に控除されていること）を確認する。

・確認観点C：情報遮断等

➢ 確認項目9：情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在するか

◇評価基準

◎評価：（設定なし）

○評価：情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在する

×評価：情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在しない

◇評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売全体において確認し、評価を行う。

➢ 確認項目10★：情報遮断の取組を実施しているか

◇評価基準

◎評価：相対契約に関する特に重要な情報<sup>21</sup>について、システムのログイン記録等の証票又は同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた

○評価：情報遮断に関する具体的な取組の説明があった

×評価：情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売全体において確認し、評価を行う。

✓ 相対契約に関する特に重要な情報を格納しているフォルダのアクセスログや権限設定ログを基に、交渉期間中、当該フォルダに小売部門からのアクセスやアクセスを認める権限変更設定がないことを確認することで、発電部門と小売部門の間の情報遮断の取組の実効性を確認する。

✓ また、発電部門と小売部門の間でシステムを物理分割していることを確認することでも、情報遮断の取組の実効性が確認できる。

➢ 確認項目11★：社内外で卸取引の担当部門が同一か

◇評価基準

<sup>21</sup> 相対契約に関する特に重要な情報とは、相対契約の交渉開始から契約締結までの期間（公募形式の場合は、公募プロセスの開始から終了までの期間）で、新電力の契約条件とする。

- ◎評価：社内外で卸取引の担当部門が同一である。又は顧客窓口は異なるが、合理的な理由があり、かつ、顧客窓口以外に統括する別の部門等において内外無差別なプロセスが担保されていることが確認された
- 評価：合理的な理由なく、社内外で卸取引の担当部門が異なることは確認されなかつた
- ×評価：合理的な理由なく、社内外で卸取引の担当部門が異なる
- ◇評価に当たっての留意事項
- ✓ 単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売全体において確認し、評価を行う。
  - ✓ グループ内外で窓口が異なる合理的な理由があることに加え、価格設定等は顧客窓口を含まない別のチームで内外無差別に対応していることをも確認できれば、現時点で内外無差別が担保されている（◎）と評価できる。
- ・確認観点 D：オプション価値
- 確認項目 12★：社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか
- ◇評価基準
- ◎評価：社内外で同一のオプション価値が設定されている。又は社内外ともにオプション価値が設定されていない
- 評価：合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されていることは確認されなかつた
- ×評価：合理的な理由なく、社内に社外より有利なオプション価値が設定されている
- ◇評価に当たっての留意事項
- 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。
- 確認項目 13★：オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか
- ◇評価基準
- ◎評価：通告変更量や通告変更期限について、契約書等の規程で定められたとおり運用されている（通告変更期限経過後、自社小売の追加調達が必要となった場合、社内取引ではなく市場調達のみ、又は社内取引はあるがその時点の市場価格と同一であることが確認できた等）
- 評価：合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている事例は確認されなかつた
- ×評価：合理的な理由なく、量や期限の柔軟な変更等、社内に有利な運用が行われている
- ◇評価に当たっての留意事項
- 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。
- ・確認観点 E：転売禁止
- 確認項目 14★：卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか
- ◇評価基準
- ◎評価：社内外の卸契約ともに転売禁止を求めていない。又は社内外の卸契約ともに転売禁止を求めているが、需要離脱等の需要変動分は転売してもよい旨を買い手に対して明確に記載し、説明している

○評価：合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めていることは確認されなかった

×評価：合理的な理由なく、社外との卸契約においてのみ転売禁止を求めている

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ 需給調整の結果生じる余剰電力の売電を認めている転売禁止単体では、社外小売のみに不利に働くものではないため、実質的な内外無差別の観点からも問題ないと評価できる。

✓ ただし、社内外の卸契約ともに転売禁止を求めている場合については、需給調整の結果生じる余剰電力は転売してもよい旨を買い手に対して明確に記載し、説明することが求められる。

・確認観点 F：エリア内限定の供給等

➢ 確認項目 15★：卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか

◇評価基準

○評価：社内外の卸契約ともにエリア内での供給を前提とした条件がない。又は、社内外の卸契約ともに、エリア内での供給を前提とした条件があったとしても、その条件が実質的に自社小売に有利となっていない<sup>22</sup>

○評価：社内外の卸契約ともにエリア内での供給を前提とした条件があり、その条件が、実質的に自社小売に有利な条件となる合理的な理由が確認された

×評価：○及び○以外

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等については、自社小売に実質的に有利な条件となるため、内外無差別が担保されているとは評価できない。

✓ 第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）における整理のとおり、エリア内供給制限を付与する場合であって、一律価格で販売する場合を除き、その制限を付与する量について、①新電力シェア以下の卸取引量に設定する場合、原則として、同条件を付与したことをもって内外無差別上の問題があるとはしない。他方、②新電力シェア以上の卸取引量に設定する場合、事後のフォローアップにおいて確認を行う。また、一律価格で販売する場合は、事後のフォローアップにおいて確認を行う。

✓ なお、第84回電力・ガス基本政策小委員会（2024年12月開催）において、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸売量の2割まで）について、エリア制限などの条件を付与することを認める」と整理されている。

・確認観点 G：価格以外の評価基準（与信評価及び取引実績評価）

➢ 確認項目 16★：与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか

◇評価基準

<sup>22</sup> 参考：「条件が実質的に自社小売に有利となっていない」販売方法の例示は、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）資料4の6頁を参照。ただし、これはあくまで例示であり、事業者の創意工夫により、エリア内供給制限に係る懸念が生じないような方法で販売することを妨げるものではない。

◎評価：外部機関等の客観的な基準により評価を行っており、かつ、前払いや支払保証等、社外小売への合理的な選択肢の提供が確認できた

○評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった

×評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ 社内に売掛金リスクがないこと等の理由から社内及びグループ内小売を評価の対象外とする事業者について、社外及びグループ外小売にとって不当に厳しい基準ではないこと及び前払い等の与信補完手段が認められていることを確認する。

➢ 確認項目 17：与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か

◇評価基準

◎評価：(設定なし)

○評価：与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例は確認されなかった

×評価：与信評価の結果、合理的な判断根拠なく、社外にのみ前払い条件や契約不可とした事例があった

◇評価に当たっての留意事項

単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

➢ 確認項目 18★：取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか

◇評価基準

◎評価（単年）：明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた

◎評価（長期）：取引実績は与信評価の一要素として扱い、取引実績のみで評価していないことが確認できた

○評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった

×評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。

✓ 第 75 回制度設計専門会合（2022 年 7 月開催）において、「一般に継続的な取引関係を重視することはどのようなビジネスにおいても考えられ、そうした過去の取引実績に基づく取り扱いの差をもって内外差別とは言えない」と整理した。また、新電力からも、過去の取引実績を一切考慮されないのは困る、といった声もあるところ。内外無差別の観点からは、社外の事業者の間で、過去の取引実績を考慮して取り扱いに差を設けることは問題ない。

✓ 他方で、自社小売について、社内ではあるものの、一部の社外小売と同等の取引実績があると評価することで、残りの一部の社外小売との間で、スケジュールや量等の面において取り扱いに差が生じる。

✓ この点について、第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月開催）では、社外小売が今後、自社小売と同等の評価となることを阻害していない（全ての事業者に評価の可能性がある）場合には、「現時点で内外無差別が担保されている」と評価することとした。

- ✓ ただし、長期卸においては、過去〇年以降又は〇年間の取引実績のみを評価して優先交渉し、契約締結する合理性が乏しいことから、与信評価の一環として評価することはよいが、取引実績のみで優先交渉するべきではないとした。
- 確認項目 19★：その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていなかつたか
  - ✧ 評価基準
    - ◎ 評価：与信評価及び取引実績評価以外に、価格以外の評価基準は存在しない。又はその他の評価基準は存在するが、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた
    - 評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた事例は確認されなかった
    - ✗ 評価：合理的な理由なく、社内に有利な評価を行っていた
  - ✧ 評価に当たっての留意事項
    - 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。
- ・ 確認観点 H：一律の価格（体系）での販売に特有の確認項目
  - 確認項目 20★：最低購入単位は合理的か（明らかに自社小売しか買えないような量になつていないか）
    - ✧ 評価基準
      - ◎ 評価：最低購入単位について、明らかに自社小売しか買うことのできない量の設定になつていないことが確認できた
      - 評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の設定になつていたことは確認されなかった
      - ✗ 評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の設定になつていた
    - ✧ 評価に当たっての留意事項
      - 単年卸又は長期卸において、一律の価格（体系）での販売を行った事業者のみを確認対象とする
  - 確認項目 21★：希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か
    - ✧ 評価基準
      - ◎ 評価：希望量に応じたプロラタ配分等、合理的な配分方法となっていることが確認できた
      - 評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売に有利な配分方法となっていたことは確認されなかった
      - ✗ 評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売に有利な配分方法となっていた
    - ✧ 評価に当たっての留意事項
      - 単年卸又は長期卸において、一律の価格（体系）での販売を行った事業者のみを確認対象とする。
  - ・ 確認観点 I：入札制に特有の確認項目
    - 確認項目 22★：自社及びグループ内小売が入札に参加しているか
      - ✧ 評価基準
        - ◎ 評価：自社及びグループ内小売も入札に参加している
        - 評価：合理的な理由なく、自社又はグループ内小売が入札に参加していない事例は確認されなかった

×評価：合理的な理由なく、自社又はグループ内小売が入札に参加していない

◇評価に当たっての留意事項

　　単年卸又は長期卸において、入札を実施した事業者のみを確認対象とする。

➢ 確認項目 23★：最低価格は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか

◇評価基準

◎評価：最低価格は社内外ともに公表していた。又は最低価格は非公表としていたが、発電部門と小売部門の間で、最低価格に関する情報遮断がなされていたことが確認できた

○評価：最低価格は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた

×評価：合理的な理由なく、最低価格を非公表とし、社内にのみ開示していた

◇評価に当たっての留意事項

✓ 单年卸又は長期卸において、入札を実施した事業者のみを確認対象とする。

✓ 最低価格が非公表の場合には、社内での情報遮断（確認項目 No. 10）を確認する必要がある。一方、最低価格が公表の場合にも、エリア需要による上限が設定されることで、結果的にエリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に有利に働いていないか、確認する必要がある。

➢ 確認項目 24：予定供出量は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか

◇評価基準

◎評価：予定供出量は社内外ともに公表していた。又は予定供出量は非公表としていたが、発電部門と小売部門の間で、予定供出量に関する情報遮断がなされていたことが確認できた

○評価：予定供出量は非公表としていたが、非公表としていた合理的な理由が確認できた

×評価：合理的な理由なく、予定供出量を非公表とし、社内にのみ開示していた

◇評価に当たっての留意事項

　　単年卸又は長期卸において、入札を実施した事業者のみを確認対象とする。

・ 確認観点 J：ブローカー制に特有の確認項目

➢ 確認項目 25★：自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか

◇評価基準

◎評価：売りを出してから買いが入るまでのレスポンスタイムを社内外で比較する等により、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかったことが確認できた

○評価：自社小売が売りのタイミングを把握している事例は確認されなかった

×評価：自社小売が売りのタイミングを把握している事例が確認された

◇評価に当たっての留意事項

✓ 单年卸又は長期卸において、ブローカー取引を実施した事業者のみを確認対象とする。

✓ 各ブローカーから取引ログを受領し、「売り注文のタイミングや社内又はグループ内小売の買い注文のタイミング等、特異な動きがないか」、「複数ブローカー間で同一タ

イミングにもかかわらず異なる条件で約定する等、特定のブローカー利用の事業者に有利となっていないか」といった観点から確認を行う。

➢ 確認項目 26★：売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることでの、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか

◇評価基準

◎評価：明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことが確認できた

○評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた事例は確認されなかった

✗評価：合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸又は長期卸において、ブローカー取引を実施した事業者のみを確認対象とする。

✓ 各ブローカーから取引ログを受領し、「売り注文が明らかに社内又はグループ内小売しか買えないようなボリュームとなっていないか」といった観点から確認を行う。

➢ 確認項目 27：ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか（例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかつたか）

◇評価基準

◎評価：個別条件の交渉は一切なく、匿名の買いから先着優先で交渉に移った後は、支払い条件のみの協議を行っていた

○評価：合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉が行われた事例は確認されなかった

✗評価：合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉が行われた

◇評価に当たっての留意事項

単年卸又は長期卸において、ブローカー取引を実施した事業者のみを確認対象とする。

・ 確認観点 K：相対交渉に特有の確認項目

➢ 確認項目 28★：プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか

◇評価基準

◎評価：価格と条件の比較及び評価において、社内外同一の基準で実施したことが確認できた（条件が異なる場合の価格差について合理的な説明があった）。又は、社内外で同一条件の契約が同一価格であることが確認できた

○評価：合理的な理由なく、社内を有利に評価し、契約締結した事例は確認されなかつた

✗評価：合理的な理由なく、社内を有利に評価し、契約締結した事例が確認された

◇評価に当たっての留意事項

✓ 単年卸又は長期卸において、相対交渉を実施した事業者のみを確認対象とする。

- ✓ 相対交渉を実施した事業者には、入札制やブローカー制と比較して透明性に劣るため、プロセス又は結果のいずれかにおいて内外無差別性が担保されているかどうかについて、特に重要な確認項目として説明を求める。
- 確認項目 29：どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか
- ✧ 評価基準
    - ◎ 評価：（設定なし）
    - 評価：全ての場合において受給条件の協議を実施した。又は合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例は確認されなかった
    - × 評価：合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例が確認された
  - ✧ 評価に当たっての留意事項
    - ✓ 単年卸又は長期卸において、相対交渉を実施した事業者のみを確認対象とする。
    - ✓ 交渉が行われず一方的に契約可否が通知された事例がなかったか、仮にそうした事例があった場合に合理的な理由があったのか、について確認する。
- ・ 確認観点 L：相対卸契約価格（結果）
- 確認項目 30：結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くならないいか（仮に自社小売の契約価格が社外小売の契約価格より安い場合、そのような結果となった合理的な理由があるか）
- ✧ 評価基準
    - ◎ 評価：結果として、供給条件の差異等を適切に補正した上で、自社小売の契約価格 ≥ 社外小売の契約価格となっている
    - 評価：結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 < 社外小売の契約価格となっていることは確認されなかった
    - × 評価：結果として、合理的な理由なく、自社小売の契約価格 < 社外小売の契約価格となっている
  - ✧ 評価に当たっての留意事項
    - ✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。
    - ✓ 供給条件の差異等を補正した上で比較することが望ましいが、各社の販売条件や価格設定が多種多様な状況下で、全社を同条件で評価することは困難である。そのため、卸売スキームに応じて、下記のとおり評価を行う。
      - 相対交渉を行っている事業者については、価格と負荷率の相関を確認し、自社小売への卸価格が相関から大きく逸脱していないかどうかを確認した上で、各社との交渉及び契約基準等も踏まえ、総合的に評価を行う。
      - ブローカー取引を行っている事業者については、市況（価格指標）が交渉時期によって異なり、価格と負荷率の相関が必ずしもあるとは限らないため、卸売スキームが内外無差別であることが確認できた場合には、結果的に社内取引価格 < 社外取引価格であっても、合理的な理由であると評価を行う。
      - 入札を行っている事業者については、買い手が希望した入札価格の高い順や粗利単価の高い順で落札され、価格と負荷率の相関が必ずしもあるとは限らないため、卸売スキームが内外無差別であることが確認できた場合には、結果的に社内取引価格 < 社外取引価格であっても、合理的な理由であると評価を行う。

- ✓ 結果として社内取引価格≥社外取引価格であっても、その他の特に重要な確認項目において内外無差別な卸売を実施していたと評価できない場合は、内外無差別の観点で問題があると評価を行う。
  - ✓ 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみとの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。
- ・ 確認観点M：小売価格への反映
- 確認項目31：標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む<sup>23)</sup>）に反映されているか
- ◆評価基準
- ◎評価：「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拠出金）」となっている。又は供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拠出金）」となることが確認された
  - 評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拠出金）」となっていることは確認されなかった
  - ✗評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）≤（電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拠出金）」となっている
- ◆評価に当たっての留意事項
- ✓ 社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）との大小関係を確認する。
  - ✓ 第86回制度設計専門会合（2023年6月開催）において、小売価格が調達価格を下回る状況が続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、小売市場の競争を歪めているおそれがあるため、小売価格が調達価格を下回る状況が今後（例えば今後2年）も続く場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないと整理した。
  - ✓ 第64回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売が行われていたとしても、卸価格がつり上げられて高すぎないか、プライススクイーズが起きていないかを監視する必要があるとの指摘があったことを踏まえ、第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、本確認項目において「小売価格≤調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認すると整理した。
  - ✓ 第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、24年度以降は、容量拠出金も適切に費用認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要と整理した。
  - ✓ 第85回制度検討作業部会（2023年10月開催）において、監視等委事務局より非化石証書の内部取引価格の設定を求める方向性を示したことを踏まえ、第91回制度設計専門会合（2023年11月開催）において、今後は非化石証書の内部取引分も小売価

<sup>23)</sup> 燃調上限を超過する部分については考慮して算出。

格に反映すべきコストとして認識することを求め、確認を行っていく必要があると整理した。

・確認観点 N：長期脱炭素電源オークション特有

➢ 確認項目 32：売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不適に安く設定されていないか

✧評価基準

◎評価：（設定なし）

○評価：意図的に還付を回避していない（例：売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が可変費より高い価格で設定されている）ことが確認できた

✗評価：意図的に還付を回避している（例：売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が可変費以下で設定されている）

✧評価に当たっての留意事項

長期脱炭素電源オークションの無差別規律の監視に当たっては、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不適に安く設定されていないかについても別途確認する。

## 2 過去の評価例

確認項目	過去の評価例
確認項目 1 内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、既存の長期契約（コミットメント前から存在する長期契約で、内外無差別に締結機会が提供されたものではないもの。以下同様）が存在する事業者（東電HD及びRP、中電HD並びにJERA）については、○と評価した。
確認項目 2★ 内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、既存の長期契約が存在する事業者（東電HD及びRP、中電HD並びにJERA）については、○と評価した。
確認項目 3 内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、既存の長期契約が存在する事業者（東電HD及びRP並びに中電HD）及び小売会社のため卸標準メニューを設定しない中電ミライズについては、○と評価した。
確認項目 4★ 卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保していないか	✓ 第5回フォローアップ（第86回制度設計専門会合）では、四国電力の社内取引について、小売部門の規制需要相当分（小売部門の規制需要相当分について、料金原価相当の価格水準にて実施する社内取引分）については、合理的な理由なく、発電部門が自社の小売部門向けに電源を確保している事例に該当すると整理された。 ✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、既存の長期契約が存在する事業者（東電HD及びRP、中電HD並びにJERA）については、○と評価した。

確認項目 5 長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社の期間の設定には合理的な理由（小売電気事業者のニーズ、燃料の調達等）があることを確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 6 卸売のポートフォリオ（各卸売商品の期間と割合※販売計画と契約実績）に合理的な理由があるか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、事業者の多くは長期卸に一定量（全体の 1～2 割等）を割り当て、今後も拡大予定としており、各社の卸売のポートフォリオには合理的な理由（今後 3 年間合計の長期卸の販売予定量を全体の 5 割程度に設定し、その 1/3 を今年度の長期卸で販売する等）があることを確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 7★ 内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉し、契約締結されたか（大きな乖離がないか）	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社について以下のとおり評価した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の長期契約が存在する事業者（東電 HD 及び RP、中電 HD 並びに JERA）については、○と評価した。</li> <li>九州電力については、売れ残り分を 24 年度期中に社内外に対して販売するため、現時点では 24 年度を受給対象年度とする契約分について、評価を確定できない（—評価）とした。</li> </ul>
確認項目 8 容量市場収入の控除の考え方が内外無差別であるか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社とも、社内又はグループ内小売にのみ有利な控除の考え方となっていないことを確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 9 情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在するか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、発電部門と小売部門が分社化されていない全社について、情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在することを確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 10★ 情報遮断の取組を実施しているか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社のアクセスログ等を基に情報遮断の取組の実効性を確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 11★ 社内外で卸取引の担当部門が同一か	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社について以下のとおり評価した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>東電 HD は、既存の長期契約の存在により、卸取引の担当部門が異なるため、合理的な理由はあるものの、現時点で内外無差別に対応しているとは評価できないとし、○と評価した。</li> <li>他方、JERA は、顧客窓口は異なるが、情報遮断の観点という合理的な理由があり、かつ、価格設定等は、顧客窓口を含まない別のチームで内外無差別に対応していることを確認し、○と評価した。</li> </ul>
確認項目 12★	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、既存の長期契約が存在する事業者（東電 HD 及び RP

社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか	並びに JERA）において、内外で無差別にオプション価値が設定されていない事例があることを確認し、○と評価した。
確認項目 13★ オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、通告変更期限以降に社内の需給変動に対応している事業者は、全てスポット市場価格又は時間前市場価格で精算していることを確認し、◎と評価した。
確認項目 14★ 卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、関西電力及び沖縄電力の単年卸について転売目的の申し込みを制限していたが、関西電力及び沖縄電力ともに、需給調整の結果生じる余剰電力の売却は禁止しておらず、社内外で取扱いが異なるものではないため、転売禁止自体が、内外無差別の観点から問題があるとは評価されないとし、◎と評価した。他方で、両社ともに、一部条件の解除を進めているところ、引き続き解除を進めることが望ましいとした。
確認項目 15★ 卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	✓ 第 5 回フォローアップ（第 86 回制度設計専門会合）及び第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、単年卸について、東北電力の東北エリアでの入札及び関西電力の入札において設定している需要計画上限については、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り入札販売量の全量が売り切れない構造であり、結果的に社外小売に比して自社小売は安い価格で落札できる蓋然性が高いため、実質的に自社小売に有利な条件であると評価した。 ✓ 他方で、第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、関西電力については、第 63 回電力・ガス基本政策小委員会の整理に基づき、単年卸の販売量のうち 1 / 3 については購入量上限を解除しており、現時点の対応としては評価してよいとし、◎と評価した。
確認項目 16★ 与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、社内及びグループ内小売を与信評価の対象外としている事業者（北海道電力、東電 HD 及び RP、東電 EP、北陸電力並びに関西電力）について、その理由に一定の合理性があると考えられるため、社外向けの与信評価基準が不当に厳しいものでなく、保証金等の与信補完の手段が認められていれば、「明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた」と評価して問題ないとし、全社について◎と評価した。ただし、東電 HD 及び RP 並びに東電 EP については、与信補完手段の選択肢が第三者保証のみであり、実際に与信による契約不可事例

	が比較的多かったため、前払いや当事者による保証金等その他の選択肢を増やすことが望ましいと整理した。
確認項目 17 与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合は、全社とも合理的な判断根拠（評価基準）があったことを確認し、○と評価した。
確認項目 18★ 取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	✓ 北陸電力においては、①2018年度以前からの取引実績、②重油燃料の供給、③冬期の卸供給取引実績という3つの評価基準のいずれかに該当する事業者（自社小売は①に該当）をグループ1、それ以外をグループ2に分類し、グループ1から優先協議を行っているが、その理由として、市場価格が低水準の時期から相対取引を志向していた中長期的な関係が見込める事業者を評価しており、自社小売も該当する（別会社とみなす）、といった説明があったところ、以下のとおり評価を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5回フォローアップ（第86回制度設計専門会合）では、「社外小売が今後、自社小売と同等の評価となることを阻害していない（全ての事業者に評価の可能性がある）場合には、現時点で内外無差別が担保されていると評価することとしてはどうか」と整理したため、北陸電力の評価においては、新規事業者は①の基準に該当することは不可能であるが、②及び③の基準には該当することができると考えられることから、◎と評価していた。</li> <li>・ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、新たにグループ1に加わった事業者は0社であったものの、市況の下落等の影響により交渉途中で辞退する事業者が多く、グループ分けによる交渉の優先順位に関わらず結果的に全事業者が希望量を全量契約できたことから、「明らかに社内に有利な評価基準となっていない」（◎）と評価した。ただし、自社小売は①の基準により必ずグループ1に属する一方、新規の社外小売が②又は③の基準でグループ1に属することが阻害されないとは言い切れず、市況次第では数量の確保という観点から自社小売に有利となりうる基準であるとは考えられるため、今後、取引実績評価によりグループ1に属する事業者が固定化されるようであれば、内外無差別が担保されている（◎）とは評価できない、と整理した。</li> </ul>
確認項目 19★	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、その他の評価基準が存在する事業者について、全社

その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行つていなかつたか	とも明らかに社内に有利な評価基準となっていないことを確認し、◎と評価した。
確認項目 20★ 最低購入単位は合理的か（明らかに自社小売しか買えないような量になつてないか）	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、一律の価格（体系）での販売を行つた東電EP、関西電力、九州電力及び沖縄電力について、明らかに自社小売しか買うことのできない量の設定になつてないことを確認し、全社とも◎と評価した。
確認項目 21★ 希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、一律の価格（体系）での販売を行つた東電EP、関西電力、九州電力及び沖縄電力について、希望量が供給可能量を上回った場合、希望量に応じたプロラタ配分等、全社とも合理的な配分方法となつていることを確認し、◎と評価した。
確認項目 22★ 自社小売及びグループ内小売が入札に参加しているか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、入札を実施した事業者のうち、東電HD及びRPにおいてはグループ内小売が入札に参加していなかつたが、既存の長期契約の存在という合理的な理由があるため、○と評価した。
確認項目 23★ 最低価格は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかつたか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、入札を実施した事業者のうち、北海道電力の単年卸、東電EP、JERA、中国電力及び九州電力では、最低価格を内外ともに非公表としていたため、発電部門と小売部門の間で、最低価格に関する情報遮断がなされていたことを確認し、全社とも◎と評価した。
確認項目 24 予定供出量は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかつたか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、入札を実施した事業者のうち、北海道電力の単年卸、東電EP、JERA、中国電力及び九州電力では、予定供出量を内外ともに非公表としていたため、発電部門と小売部門の間で、予定供出量に関する情報遮断がなされていたことを確認し、全社とも◎と評価した。
確認項目 25★ 自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することができなかつたか	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、ブローカー取引を実施した事業者（北海道電力及びJERA）について、各ブローカーから取引ログを受領し、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかつたことを確認し、◎と評価した。
確認項目 26★ 売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売	✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、ブローカー取引を実施した事業者（北海道電力及びJERA）について、各ブローカーから取引ログを受領し、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことを確認し、◎と評価した。

が優先的に数量を確保すること がなかったか	
確認項目 27  ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかつたか（例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くするなどの交渉は行われなかつたか）	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、ブローカー取引を実施した事業者（北海道電力及び JERA）について、各ブローカーから取引ログを受領し、個別条件の交渉はなかつたことを確認し、◎と評価した。
確認項目 28★  プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、相対交渉を実施した事業者（北陸電力及び四国電力）について、確認を行つた。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 北陸電力の単年卸については、社内で事前に設定した契約交渉における価格テーブルに基づいて、内外ともに交渉を実施した結果、自社小売は価格テーブルに基づく価格と同価格で契約したことから、価格と条件の比較及び評価においては、内外無差別が担保されている（◎）と評価した。</li><li>・ 四国電力は、長期卸及び単年卸とともに、内外で同一の基準価格と買い手の希望価格の間の「マージン幅」をベースに交渉を実施した結果、自社小売については基準価格を上回る申込のみが成約しており、量及び価格の観点で自社小売に有利となっていないという結果も踏まえて、内外無差別が担保されている（◎）と評価した。</li></ul>
確認項目 29  どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、相対交渉を実施した事業者（北陸電力及び四国電力）については、全ての場合において受給条件の協議を実施した、又は合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例はなかつたことを確認し、全社とも○と評価した。
確認項目 30  結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなつていいか（仮に自社小売の契約価格が社外小売の契約価格より安い場	✓ 第 7 回フォローアップ（第 98 回制度設計専門会合）では、各社について以下のとおり評価した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東北電力については、需要計画に基づき購入量上限を設定していることで、自社小売が最安値で落札できる蓋然性が高い卸売スキームとなつてゐる中で、結果として社内取引価格 &lt; 社外取引価格となつてゐることから、確認項目 15 のとおり、当該スキームについて</li></ul>

合、そのような結果となった合理的な理由があるか)	<p>内外無差別が担保されているとは評価できないとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西電力については、販売量の2/3について購入量上限を設定していることで、自社小売が最安値で落札できる蓋然性が高い卸売スキームとなっている中で、結果として社内取引価格&lt;社外取引価格となっているものの、確認項目15のとおり、販売量の1/3について購入量上限を解除しており、現時点の対応としては合理的であると評価してよいとし、○と評価した。</li> <li>・九州電力については、結果的に社内取引価格&lt;社外取引価格となっているが、内外無差別に実施された入札による結果であるため、合理的な理由と認められるし、○と評価した。</li> </ul>
確認項目31 標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む）に反映されているか	<p>✓ 第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合）では、各社について以下のとおり評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北電力については、24年度計画では逆ザヤが解消する見込みである根拠を確認したものの、22年度実績及び23年度実績の2年連続逆ザヤが継続したことから、調達価格が適切に小売価格に反映されているとは評価できないとした。</li> <li>・九州電力及び沖縄電力については、23年度実績においては、規制料金の燃調上限の影響がなければ逆ザヤにならなかつたことを確認し、24年度計画では逆ザヤが解消する見込みである根拠を確認したため、調達価格が適切に小売価格に反映されていると評価した。</li> </ul> <p>✓ また、24年度計画において、小売価格が調達価格を下回っている事業者は存在しなかつたことから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認する対象は存在しなかつた。</p>
確認項目32 売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に安く設定されていないか	<p>✓ 本文書作成時点で、長期脱炭素電源オーバークションにおける価格規律の監視は未実施。</p>